

# 東京都合気道連盟倫理委員会に関する細則

## 第1条（目的）

この細則は、東京都合気道連盟（以下「都連」という。）が、東京都における合気道団体を総括する唯一の団体としてその自覚と責任を持ち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、合気道の普及と振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために、東京都合気道連盟倫理に関する行動規範に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（事業）

委員会は、次の事項を遂行する。

- （1）都連役員・都連加盟団体関係者が東京都合気道連盟倫理に関する行動規範に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合に、理事会の求めに応じ、事実関係の確認を行い、その結果を報告すること。
- （2）理事会の求めに応じ、都連役員・都連加盟団体関係者について、東京都合気道連盟倫理に関する行動規範に基づく改善勧告等の検討に関すること。

## 第3条（委員）

委員会に次の委員をおく。

- （1）委員長 1名
- （2）委員 若干名

## 第4条（選任）

委員長は、理事長とする。

- 2 委員は、委員長が都連理事及び有識者のうちから推挙し、理事会に諮った上で委嘱する。

## 第5条（任期）

委員の任期は、委嘱日より開始し、都連理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

## 第6条（委員会）

委員会は委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取する事が出来る。
- 4 委員会は、原則として無報酬で活動する。
- 5 この細則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

## 第7条（細則の変更）

この細則は、理事会の議決による。

### 附則

- 1 この細則は、令和7年2月3日より実施する。